

## 船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 平成19年3月28日(水)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後3時10分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 村 瀬 光 一  
委員長職務代理者 中 原 美 恵  
委 員 高 木 恒 雄  
委 員 篠 田 好 造  
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 高 崎 哲 郎  
管理部長 松 本 泰 彦  
学校教育部長 松 本 文 化  
生涯学習部長 南 部 擁 司  
管理部参事兼総務課長 宇 都 和 人  
管理部参事兼財務課長 近 藤 恒  
学校教育部参事兼指導課長 石 井 和 明  
生涯学習部参事兼社会教育課長 須 藤 元 夫  
生涯学習部参事兼文化課長 市 原 悟  
施設課長 木 村 和 弘  
学務課長 阿 部 裕  
保健体育課長 清 水 龍 夫  
青少年課長 大 野 栄 一  
生涯スポーツ課長 石 井 誠  
青少年センター所長 園 田 哲 雄
5. 議 題
  - 第1 前回会議録の承認
  - 第2 臨時代理
    - 報告第 2号 行政不服審査法に基づく異議申立てについての決定について
    - 報告第 3号 職員の任免について
    - 報告第 4号 職員の任免について
    - 報告第 5号 県費負担教職員の任免に関する内申について
  - 第3 議決事項
    - 議案第 9号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う

	関係規則の整理等に関する規則について
議案第10号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係訓令の整理に関する訓令について
議案第11号	船橋市立小学校、中学校及び養護学校文書管理規 程の一部を改正する訓令について
議案第12号	船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示 について
議案第13号	船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則 について
議案第14号	船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則 について
議案第15号	船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改 正する訓令について
議案第16号	船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正 する規則について
議案第17号	船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則 について
議案第18号	船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 について
議案第19号	船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規 則の一部を改正する規則について
議案第20号	船橋市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正す る規則について
議案第21号	船橋市茶華道センター条例施行規則の一部を改正 する規則について
議案第22号	船橋市立高根台第一小学校用地の廃止について
議案第23号	船橋市文化財審議会委員の委嘱について
議案第24号	船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱につ いて

#### 第4 報告事項

- (1) 平成19年第1回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 通学区域における選択地域の設定について

## 6. 議事の内容

### 【委員長】

皆さん、こんにちは。平成18年度最後の教育委員会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

それでは、会議録の承認についてお諮りいたします。

2月15日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。異議ございませんか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、報告第2号は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第2号の「訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する事項」に該当し、報告第3号、報告第4号、報告第5号、議案第23号及び議案第24号は、同条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当いたしますので、非公開としたいと思います。異議ございませんか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【委員長】

異議なしと認めます。当該議案は非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、臨時代理の報告第2号について、指導課、報告をお願いします。

報告第2号「行政不服審査法に基づく異議申立てについての決定について」、指導課長から報告された。

**【委員長】**

それでは、続きまして、報告第3号から報告第5号について報告をお願いしますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退場)

**【委員長】**

それでは、総務課、報告願います。

報告第3号「職員の任免について」、総務課長から報告された。

**【委員長】**

それでは、報告第4号及び報告第5号について、まとめて学務課、報告をお願いします。

報告第4号「職員の任免について」、報告第5号「県費負担教職員の任免に関する内申について」、学務課長から報告された。

**【委員長】**

それでは、続きまして、議案第9号から議案第14号までの6議案については、関連する内容ですので一括して審議いたします。資料は非常に数多くございますので、要点だけをお話しいただければと思います。

それでは、総務課、まとめてご説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、議案第9号から第14号までの6議案について、一括して説明をいたします。

はじめに議案第9号及び議案第10号についてご説明いたします。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行されます。これは近年の児童生徒の障害の重複化、多様化に伴う、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携が一層求められるといった状況を踏まえまして、児童生徒個々に応じた適

切な指導、支援を行なうという観点から、複数の障害種別に対応できる特別支援学校を創設すること等を目的としたものでございます。

具体的には、「養護学校」を「特別支援学校」とし、「特殊学級」を「特別支援学級」と位置づけるものでございます。

第14号までの議案につきましては、今ご説明いたしました名称変更の内容が含まれております。

具体的には、24ページにあります議案第9号のうち、船橋市教育委員会文書管理規則の中の「養護学校」を「特別支援学校」に名称を変更し、船橋市立学校等将来計画検討協議会規則についても同様に「特別支援学校」へ名称を変更するというところでございます。同様の改正内容が25ページから27ページまで続いております。

また、28ページから31ページまでの書式の改正内容でございますが、今まで「様」あてだったものを「あて」に改正するものでございます。

議案第10号につきましても、37ページの新旧対照表のとおり「養護学校」の名称を「特別支援学校」に変えるものでございます。

続きまして、議案第11号につきましても「支援学校」への名称の変更と、高根台第一小学校が高根台第三小学校と統合することに伴う改正でございます。

具体的には、44ページの新旧対照表をご覧ください。題名と第1条を「養護学校」を「特別支援学校」に改めます。次の別表でございますが、高根台第一小学校の学校名と文書記号を削るものでございます。

続きまして、議案第12号、船橋市教育委員会の公印規程の一部を改正する告示でございますが、これにつきましては3点ございます。

1点目につきましては、先ほど申し上げましたように「養護学校」を「特別支援学校」に名称を変更すること。2点目が、高根台第一小学校と高根台第三小学校との統合により、小学校の総数が55校から54校に変わることに伴う改正でございます。

47ページにございます新旧対照表で説明させていただきます。

まず、「船橋市教育委員会印」につきましては、従来使用していた公印が一部欠損したことにより、新たに公印を作成いたしました。本来、個数はそのまま「1」でよかったのですが、印影印刷等により、今現在この公印を使用しておりますので、その公印につきましては、2年後に廃止を予定しております。

次に48ページから49ページにつきましても、小学校の公印の個数が55校から54校に変わることに伴う改正でございます。「養護学校之印」が「特別支援学校之印」に変わることに伴う改正でございます。あわせて、ひな形の変更について、「養護学校長」から「特別支援学校長」の印へ変更をしております。

続きまして、議案第13号につきましては、先ほど申し上げましたが、「養護学校」から「特別支援学校」に移行したこと、2点目としましては、保健体育課の組織の見直

しをいたしました。あわせて、地方自治法の一部改正に基づく市長部局の職の区分の廃止に伴う「業務員」の名称を変更いたしました。53ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、「養護学校」から「特別支援学校」への変更になります。

54ページでございます。これは学校教育部保健体育課の係の名称が一部変わります。「給食第一係」、「給食第二係」を、「給食管理係」と「給食指導係」という名称に変えます。これは今まで小・中学校別の体制から、事務職による管理事務部門と、教諭職及び栄養士による衛生指導との部分に再編をいたしまして、「給食管理係」と「給食指導係」という名称に変更するものでございます。

55ページの新旧対照表をご覧ください。「業務員」というのを「業務職員」に変更いたします。これは地方自治法の一部を改正する法律が4月1日から施行されますが、その内容に吏員制度の廃止というのがございます。これに基づきまして市長部局については、今まで「事務吏員」、「技術吏員」、「業務員」という区分がありましたが、一律に「職員」という名称に変更になりました。このことから、市長事務部局と整合性を図ることから「業務員」を「業務職員」に改めるものでございます。

続きまして、議案第14号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則でございます。これにつきましては、今ご説明したのと同じ「業務員」を「業務職員」に変えるものでございます。

以上でございます。

#### 【委員長】

ただいま説明がございましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

#### 【委員】

「業務職員」と「業務員」というのは、どう違うんですか。

#### 【総務課長】

実態的には全く変わりません。今まで地方自治法上で「技術吏員」、「事務吏員」といった、その「吏員」という言葉がすべて「職員」というふうに変わりました。その関係で、市長部局においても今まで「事務職員」、「技術職員」、それから「業務員」という言葉がありましたが、それがすべて「職員」という形で統一されました。それに合わせて教育委員会につきましても、「業務員」を「業務職員」という形で整合性を取らせていただいたということで、実態的には何も変わっておりません。

以上です。

**【委員】**

名称を変更するといったハードの部分は簡単に換えられると思いますが、ソフトの部分が違って初めて名称が変わってよかったということになると思います。1日や2日でソフトの部分が変わるとは思いませんが、ぜひ粘り強く一生懸命頑張ってくださいと思います。

**【委員長】**

ほかに何かございますか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第9号から議案第14号までの6議案についてを採決いたします。異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第9号から議案第14号までの6議案につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号について、総務課、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

議案第15号についてご説明いたします。これは「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」でございます。まず、平成19年4月1日施行予定の市長事務部局の事務決裁規程の一部改正と整合させるもので、2項目ございます。

1点目は、今まで次長を置く部における部長専決事務でございますが、今まで部長と次長がともに不在の場合に、課長が代決できるようにいたします。従来、部長、次長がともに不在の場合には、課長にその代決権がなかったわけですが、ここで課長が代決できるようにする形をとっております。

現実の職員の配置としましては、教育委員会に次長は在籍しておりません。したがって、規程として設けておくという意味でございます。

2点目でございますが、課長の決裁、専決事務についてですが、課長等不在の場合には、課や所の室長が代決できるようになります。これまでは課長補佐や係長も代決権が

ありましたが、室長にはありませんでした。

現実の対応といたしまして、保健体育課児童・生徒防犯対策室と総合教育センター教育支援室において、実務上活用できるような形になります。

改正の内容について、63ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第12号でございますが、ここに「室長」の定義づけをいたしました。続きまして、第9条の第2項でございますが、部長専決について部長、部次長不在の場合の課長代決権の付与を規程いたしました。次に第10条第1項でございますが、課長決裁、専決について、課長等不在の場合の室長代決権も付与する形になっております。

以上でございます。

**【委員長】**

ただいま第14号から第15号についてご説明がございましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第15号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号及び議案第17号については、関連する内容ですので一括して審議いたします。

それでは、学務課、まとめて説明をお願いします。

**【学務課長】**

それでは、議案第16号及び議案第17号を続けてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。71ページの新旧対照表をごらんください。

先ほど、総務課長より議案第14号でご説明がありましたけれども、地方自治法が改正されまして、それに伴い市長部局の方が「業務員」という用語を「業務職員」に改め

ということになりました。小・中学校の管理規則につきましては学務課所管でございますので、それにつきましても市長部局の職の区分の廃止と整合を図るために、「業務員」という用語を「業務職員」に改める内容でございます。

続きまして、73ページと75ページの新旧対照表をごらんください。これは人事カードと組織編制表の様式の変更でございます。

管理規則第39条第1項に規定する人事カードの様式について、千葉県教育委員会が新たに様式を改めまして、「休業・休暇の欄」が設けられることになりました。また、管理規則第49条第1項に規定する組織編制報告書の様式についても、学校教育法の一部改正に基づきまして、従来「特殊学級」という表記だったものを「特別支援学級」という表記に変更することに伴い、それぞれの様式の変更をお願いするものでございます。

続きまして、議案第17号でございます。これは「船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」でございます。77ページをごらんください。

学校教育法の改正を受けまして、「市立船橋養護学校」が「市立船橋特別支援学校」と校名を変更することに伴いまして、「船橋市立養護学校管理規則」を「船橋市立特別支援学校管理規則」に改め、規則の中の「養護学校」の文言を「特別支援学校」に改めるものでございます。また、小・中学校の管理規則と同様に、「業務員」を「業務職員」に改め、人事カードも「休業・休暇」を加えた新しい様式に変更するため、それぞれ改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第16号及び議案第17号についてを採決いたします。異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第16号及び議案第17号は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、学務課、ご説明をお願いします。

**【学務課長】**

議案第18号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。91ページをごらんください。

こちらは、議案第17号で可決いただきましたが、「船橋市立養護学校管理規則」を「船橋市立特別支援学校管理規則」に変更することに伴いまして、服務規程の中の「船橋市立養護学校管理規則」の文言を、「船橋市立特別支援学校管理規則」に改めるものでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ご意見、ご質問ございますか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第18号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第18号は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号と報告事項(2)は、関連する議案ですので、学務課、まとめて説明をお願いします。

**【学務課長】**

議案第19号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。97ページをごらんください。

平成19年1月18日開催の教育委員会会議1月定例会におきまして、平成19年4月に高根台第一小学校と高根台第三小学校を統合することに伴い、高根台第一小学校を廃止することについて可決いただきました。統合後の通学区域につきましては、廃止となる高根台第一小学校の基本学区を統合相手校である高根台第三小学校に変更するため、

規定の整備を行う必要がありますので、99ページの新旧対照表のとおり住所の表示を変更する内容でございます。

これにつきましては先月、開催されました学区審議会におきまして、新旧対照表のとおり学区表の住所の表示変更を行なうことについて、変更することが適当であるとの答申をいただいております。

なお、施行につきましては、統合に合わせまして平成19年4月1日を予定しております。

続きまして、報告事項の(2)でございますが、127ページをごらんください。通学区域における選択地域の設定についてご報告いたします。

統合後の高根台第一小学校の基本学区変更に関連しまして、高根台第一小学校の保護者の心情等に配慮し、いわゆる学区の選択地域を設定いたしました。小学校につきましては、高根台第三小学校のほか高根台第二小学校と大穴小学校を選択できるように、また、中学校においては、高根台中学校のほか大穴中学校を選択できるようにいたしました。

以上、ご報告いたします。

**【委員長】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第19号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第19号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第20号及び議案第21号については、関連する内容ですので一括して審議いたします。

それでは、文化課、まとめて説明をお願いいたします。

**【文化課長】**

議案第20号について説明いたします。新旧対照表は105ページにございますので、そちらをごらんになっていただきたいと思います。

まず、第7条の前ですけれども、見出しのところに「利用の取消」とございますけれども、送り仮名の「し」を追加しまして「取消し」というふうに変更したいと考えております。それから、第7条の次に「利用料の還付」として第8条を加え、以降1条ずつ繰り下げていく予定をしております。

このことにつきましては、船橋市民ギャラリー条例第15条に、利用料の還付制限の規定がありまして、利用者の責めに帰さない理由により利用することができないとき、または、利用者が利用を開始する日の1月前までに利用を取りやめたときは利用料を還付することができると規定されております。このようなことを受けまして、施行規則の中に詳細な還付規定を整備するものでございます。

内容につきましては、(1) 指定管理者が管理上やむを得ない理由により利用を停止し、又は利用の許可を取り消した場合は全額。(2) 利用者が、利用日の3月前に利用の取消しを届け出た場合は全額。(3) 利用者が、利用日の2月前までに利用の取消しを届け出た場合、7割に相当する額。(4) 利用者が、利用日の1月前までに利用の取消しを届け出た場合、5割を相当する額としております。

また、附則第3項中の「使用料」を条例第13号に基づき「利用料」に改正するものでございます。次の106ページの経過措置のところでございます。

それでは、次の107ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第3号様式の船橋市民ギャラリー指定管理者不指定通知書がございますけれども、これにつきましては、第3号様式の改正案につきましては指定管理者制度になったことで不指定の処分になったときには市を被告として提起することができるようになったことから、様式中の文書の最後に追加したものでございます。

以上でございますけれども、議案第21号も「市民ギャラリー」のところを「茶華道センター」と読み替えると全く同じ説明になりますので省略させていただきます。

以上でございます。

**【委員長】**

ただいま説明がございましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第20号及び議案第21号についてを採決いたします。異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第20号及び議案第21号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号について、施設課、説明をお願いいたします。

**【施設課長】**

議案第22号「船橋市立高根台第一小学校用地の廃止について」ご説明させていただきます。117ページをご覧ください。

船橋市立高根台第一小学校の廃止につきましては、平成19年1月18日開催の教育委員会会議1月定例会において、議案第1号で可決されておりますので、今回、教育財産を用途廃止するものでございます。

廃止する土地でございますが、船橋市高根台2丁目1番1、面積1万5796.11平米でございます。用途廃止後は、普通財産として市長部局の財政部管財課へ引き継ぎいたします。

なお、校舎等の建物についても用途廃止を行い、財政部管財課の方へ引き継ぐことを申し添えます。

以上でございます。

**【委員長】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

**【委員】**

用途廃止後の市長部局での使い道については、決まっているんですか。

**【総務課長】**

今、施設課長から説明がありましたが、市長部局の方へ移りますので、企画調整課が中心になりまして検討委員会なるものをつくって、地域の方のご意見を聞きながら新たな用途について協議をしていくように調整しております。

以上です。

**【委員】**

人がいなくなって空洞化というか、その学校が空いてしまうわけですから、住民の理解を求めながらいいまちづくりをしていていただきたいと思います。

**【委員長】**

ほかに何かございませんか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第22号「船橋市立高根台第一小学校用地の廃止について」を採決いたします。異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第22号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号について、文化課、説明をお願いします。

議案第23号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第24号について、青少年センター、説明をお願いいたします。

議案第24号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長から説明後、審議に入り全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)について、管理部、報告をお願いいたします。

【管理部長】

平成19年第1回船橋市定例市議会の概要についてご報告いたします。

今議会は、平成19年2月26日から3月27日までの30日間で行われました。2月26日の初日でございますが、予算議会ということから市長より平成19年度市政執行方針が示された後、議案として42件と諮問1件、報告2件が提出され、市長より提案理由の説明がございました。

これらの中で、教育委員会関係では、第1号議案「平成19年度船橋市一般会計予算」の教育費に係る部分、議案第33号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」と、議案第34号「船橋市立小学校設置条例の一部を改正する条例」及び議案第35号「船橋市立高等学校授業料等の徴収条例の一部を改正する条例」がございました。これらの案件は、先の教育委員会会議2月定例会で審議され、異議のない旨市長に申し入れた案件でございます。

第1号議案は、16日から22日までの土日、祝日を除く4日間で開催された予算特別委員会で質疑、討論、採決が行なわれ、また、第33号、第34号、第35号議案は、文教委員会に付託され、15日に審議されたところでございます。

なお、請願として、教育予算の増額等に関する請願と、公民館の利用時間区分変更に関する請願、また、陳情として、(仮称)清川記念美術館等のユニバーサルデザイン化に関する陳情、音楽専用大ホール建設に関する陳情並びに教育3法改正案慎重審議の意見書提出に関する陳情が提出されておりますので、文教委員会でこの件も審議されております。

まず、本会議の議案質疑でございますが、3月6日から13日までの土日を除く6日間で行なわれました。

管理部関係として、校舎の増築について、耐震化について。

学校教育部関係では、小学校に関する諸問題について、幼稚園について、高一小の統合について、発達障害児等の支援について、船橋の教育行政について、特別支援教育について、学校給食の民間委託による子供たちへの不利益改善について、教育環境の対策について、市立船橋高等学校の授業料値上げについて、市民の安全について、全国一斉学力テストについて、マンション開発に伴う各課事前協議は住環境保全の目的を達しているかについて、学校教育について、マナーと生活力を身につけさせる教育に重点を置くことについて、国語教育について。

生涯学習部関係では、公民館活動について、法典公民館・清川記念館について、公民館について、清川記念館設置について、公民館施設等利用問題について、清川記念館の名称について、スポーツ文化の情勢について等でございます。

なお、13日には平成18年度船橋市包括外部監査の結果報告書についても質疑がございましたが、教育委員会は外部監査の対象外でありましたので、報告は省略させていただきます。

15日には文教委員会が開催され、議案第33号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第34号の「船橋市立小学校設置条例の一部を改正する条例」、議案第35号「船橋市立船橋高等学校授業料徴収条例の一部を改正する条例」の3議案の審査については、いずれも採択。請願第1号「教育予算の増額等に関する請願」、請願第2号「公民館の利用時間区分変更に関する請願」の2件については、いずれも不採択。陳情第14号「(仮称)清川記念美術館等のユニバーサルデザイン化に関する陳情」、陳情第15号「音楽専用大ホール建設に関する陳情」、陳情第16号「教育3法改正案慎重審議の意見書提出に関する陳情」、この陳情3件についても、いずれも不採択となり、昨日の本会議においても同様の結果となりました。

また、16日からの予算特別委員会での主な質疑として、管理部関係では、高根台第一小学校の安全管理体制について、同跡地利用の基本的考え方について、小・中学校の洋式トイレ化について、公民館の職員配置について、耐震関係予算について。

学校教育関係では、学習サポーター派遣事業について、団塊の世代の経験をどのように引き継ぐかということについて、プラネタリウムの利用実態について、小学校1年生への防犯ブザーの配布について、特別支援教育コーディネーターの校内での役割、また、その専門性をどう高めるかについて、統合後の高根台第三小学校の校名について、教職員の健康について、マンション開発に伴う事前協議について。

生涯学習部関係では、音楽ホールの建設について、ふなばしハッピーサタデー事業の講師謝礼金について、公民館活動総合保障制度について、(仮称)清川記念館のお宝鑑定団での鑑定について、平和フィルム購入と活用状況について、西部公民館建設工事下請の平成建設について、公民館の使用時間区分の変更について、郷土ゆかりの作家の作品の清川記念館での展示について、学校体育施設開放事業について、運動公園旧管理棟について等がございました。

議案第1号「平成19年度船橋市一般会計予算」において、日本共産党並びに市民社会ネットからそれぞれ組み替え動議が提出されましたが、いずれも否決され、市長提出の原案が賛成多数で可決され、本会議においても同じ結果となりました。

27日の最終日において上程されましたすべての案件を採決し、今議会を終了いたしました。

以上で報告を終わりますが、予算特別委員会での管理部関係で、高根台第一小学校の安全管理体制並びに同跡地利用の基本的な考え方について、先ほど総務課長から触れましたけれども、平成19年度の取り扱いについてが欠けておりましたので、再度ここで総務課長から説明をさせます。

**【委員長】**

それでは、総務課長、お願いします。

**【総務課長】**

平成19年度の旧高根台第一小学校の管理でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、市長部局の方に普通財産として移管をいたしますが、平成19年度については市長部局から事務委任を受けまして、教育委員会が管理する予定でございます。

管理の方法ですが、月曜日から金曜日までの平日、午前9時から午後5時まで、管理員を配置いたしまして、施設維持及び安全管理に当たっていただき対応していく予定です。以上です。

**【委員】**

平成19年度は管理員を置いて管理するということですが、市民の方にグラウンド貸し出しとか、教室の利用とかということはあるのですか。

**【総務課長】**

今ガイドラインをつくっておりますが、基本的には今まで利用された方たちの不利益にならないように、学校開放で使用している方には今までと同じような形で使用していただけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

**【委員長】**

ただいま報告がありましたけれども、ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

**【学務課長】**

本日、高根台第一小学校の閉校式に参加いたしましたので、その状況についてご報告させていただきます。

本日午前10時より高根台第一小学校の閉校式がとり行われました。市長代理として平丸助役、それから教育委員会の方から村瀬教育委員長、石毛教育長をはじめ、多くの来賓、また、保護者、卒業生が参列する中、すばらしい式がとり行われました。その中で、過去46年間の高根台第一小学校の歴史が次々とスクリーンに映し出されますと、OBの方や地域の方の中でも目頭を押さえるような方もいらっしゃいました。

また、現在の高根台第一小学校の子供たちがそれぞれ目標を話すような場面がありましたけれども、学校がなくなるのは寂しいけれども新しい学校で友達をたくさん作り

たいんだというような前向きな目標を発表した児童がたくさんおりまして、胸が熱くなる思いでございました。

また、式後の会食会においても、とても和やかな雰囲気、地域の方々、また、OBの方々がお話しをされ、その中で、統合はするけれども今後も見守ってくださいねというような、要望も強く寄せられました。

報告は以上でございます。

**【委員長】**

私も参加させていただきまして、非常に何か寂しさがわき出るような感じでございましたけれども、ご当人はもっともっと寂しさがあるのではないかと思います。子供たちの明るい未来に向けた、友達をいっぱい作るという事柄が本当に勇気づけられたのかなというふうな気がいたしました。どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

それでは、これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

1年間、ありがとうございました。

記録

---

平成 年 月 日